

大学院修士課程対象 授業料後払い制度利用希望者の授業料徴収猶予について

令和6年度より国内の大学院修士課程（博士前期課程を含む）及び専門職学位進学者を対象とした「授業料後払い制度」が国により導入されています。利用を希望する場合、以下の案内をよく読み、必要書類を提出してください。

1 制度概要

・国が在学中の授業料を立て替え、大学院修了後の所得に応じて後払い（返還）していく制度となります。併せて生活費奨学金として月額2万円または4万円（選択可）で貸与を受けることができます。生活費奨学金のみの貸与はできません。

・支援対象とした授業料・生活費奨学金は、本学では日本学生支援機構（JASSO）から学生本人に振り込まれます。

・卒業後（大学院修了後）の所得に応じて、日本学生支援機構（JASSO）に貸与総額を後払いする仕組みです。

・本制度を利用する場合、日本学生支援機構（JASSO）にも申請を行う必要があります。

・本制度は日本学生支援機構第一種奨学金と併用できません。

2 対象者

・修士課程、博士前期課程の学生

3 提出書類

・**授業料徴収猶予申請書**（申請の理由は、「授業料後払い制度利用希望のため」としてください）

※本制度の申請者は採否が決定し、授業料相当額の振り込みが行われるまで、令和8年度前期分の授業料の全額の納入を猶予します。授業料相当額の振り込みが行われ次第、納付書による銀行振込で授業料を振り込んでください。

4 申請書提出期限

令和8年4月24日（金）17時（必着） ※期限後は受けません。

（郵送の場合は特定記録郵便等、配達記録が残る方法で提出してください）